

第231回 岩手県開発審査会議事録

日時 令和7年12月17日（水）10時30分～10時50分
場所 岩手県庁 12階 特別会議室

○事務局

委員の皆様におかれましてはお忙しいところ、御出席を賜りましてありがとうございます。
ただいまから、第231回・岩手県開発審査会を開催いたします。

まず、議事に入ります前に、本日の審査会の委員の出欠状況につきまして御報告申し上げます。
岩手県開発審査会条例第4条第2項の規定により、会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。

本日、委員の皆様方は、6人の出席をいただいておりますので、会議を開くことができます。

それでは、開催に当たりまして、岩手県国土整備部都市計画課・千葉総括課長より御挨拶申し上げます。

○事務局（都市計画課総括課長）

（挨拶）

○事務局

本日は、お配りしております議案のとおり、都市計画法第43条第1項の建築許可に係る3件について御審議をいただく予定となっております。

それでは、ただ今より議事に入らせていただきます。
なお、本日の議事録につきましては、非公開とされる案件を除き、後日、県のホームページで公開することとしておりますので、あらかじめ御了承願います。
当審査会は、岩手県開発審査会条例第3条第2項の規定により会長が議事の進行を行うこととされておりますので、新田会長、議事の進行をよろしくお願ひします。

○会長

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。
議事の進行を務めさせていただきますので、御協力をお願いします。

まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

菲澤委員 と 丹野委員 にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、議案の審議に入ります前に、本日の議案の中で、非公開とすべき案件はありますか、事務局に説明を求めます。

○事務局

本日、付議する議案は、後ほど事務局から御説明いたしますが、全て個人に係る案件であり、県の情報公開条例上は、「特定の個人を識別することができる情報」として非開示情報とされております。

また、県の「審議会等の会議の公開に関する指針」では、「特定の個人を識別することができる情報」が含まれている場合は、会議を公開しないことができるとされております。

したがいまして、今回の議案の審議については、非公開とすることが適当であると考えております。

○会長

今の事務局の説明のとおり、議案第1号の3件全てを非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

○各委員（「異議なし」の声）

○会長

それでは、審議に入りたいと思いますが、始めに、本日の進め方について事務局に説明を求めます。

○事務局

本日は、件数も少ないため一括して御審議いただきたいと考えております。

○会長

事務局の説明のとおりでよろしいですか。

○各委員（「異議なし」の声）

○会長

本日は全案件が非公開でございますが、本日、傍聴されている方はいらっしゃいますでしょう

か。事務局確認をお願いいたします。

○事務局

本日、傍聴されている方はいらっしゃいません。

○会長

それでは審議に入りたいと思います。議案第1号「都市計画法第43条第1項の規定による建築許可について」の整理番号1番から3番までの3件を上程いたします

事務局に説明を求めます。

○事務局

(非公開案件)

※整理番号1番から3番までを審議

○会長

御異議なしと認め、原案どおり可決します。

本日、当審査会に付議された議案は以上となりますので、以上で議案の審議は終了します。

事務局に司会進行を戻します。

○事務局

新田会長、議事の進行ありがとうございました。

本日の配布資料ですが、個人情報を含んでいることから、お持ち帰りにならずに、お席に置いてままでして、お帰りいただきますようお願いいたします。

事務局から1点、次回の審査会の開催予定についてお知らせがございます。

次回は、3月9日（月）の開催を予定しております。詳細な日程は、別途調整させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、第231回岩手県開発審査会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

以上